

**令和2年4月1日から
病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における
医薬品覚醒剤原料の取扱いが変更になります**

1 医薬品覚醒剤原料とは

エフピーOD錠、セレギリン塩酸塩錠「アム」「タイー」、ビバンセカプセル 等

2 医薬品覚醒剤原料を取り扱う場合、帳簿の作成が義務化されます

病院・薬局等ごとに帳簿を備え、次の事項を記入しなければなりません。

- ① 当該病院・薬局等の開設者が譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
- ② 当該病院・薬局等の開設者が廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
- ③ 当該病院等で施用した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及びその年月日
- ④ 当該病院・薬局等の開設者が譲り渡した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
- ⑤ 事故届を提出した場合は、届け出た医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び事故年月日

3 患者・相続人等から病院・薬局等に対して、医薬品覚醒剤原料を返却することが可能になります

- ① 患者が医薬品覚醒剤原料を施用する必要がなくなった場合に、その患者から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。
- ② 医薬品覚醒剤原料の交付を受けた患者が死亡した場合に、その相続人等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けることができます。
- ③ ①②により、患者・相続人等から医薬品覚醒剤原料を譲り受けた場合、速やかに「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料譲受届出書」を所轄保健所に提出する必要があります。
- ④ ③により届出後、速やかに当該覚醒剤原料を廃棄し、廃棄後30日以内に、「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」を所轄保健所に提出する必要があります。

※詳しくは、下記ホームページの「覚醒剤原料取扱いの手引き」をご参照いただくか、所轄の県保健所又は岡山県庁医薬安全課にお問い合わせください。

アドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/654718.html>